

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 尾上通所介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会が設置する尾上通所介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する平川市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 尾上通所介護事業所
- (2) 所在地 青森県平川市尾上猿賀南田96番地3（平川市尾上地域福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、業務の状況により、職員を増減員することができる。

- (1) 管 理 者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して第1号通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

(6) 調理員 1名以上

調理員は、食事その他の事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、12月31日～1月3日を除くものとする。

(2) 営業時間は、午前8時00分から午後4時45分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日25名とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 食事サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 運動器機能向上サービス

(8) 口腔機能向上サービス

(9) 口腔・栄養スクリーニング

(事業の利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、「平川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。

- 3 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、重要事項説明書（兼）契約書へ同意する旨、署名を受けるものとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、同意する旨、署名を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、平川市尾上地域とする。

ただし、極近隣地の範囲は相談の上対応することができる。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為
- (2) 健全な交流を妨害する行為
- (3) わいせつな内容、表現、及び誘発させる行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、当事業所が不適切と判断する行為

（緊急時等における対応方法）

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

ものとする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- 2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年2回行う消防訓練実施計画による消火、通報、避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備機器の点検を行う。

(苦情処理)

第15条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに。これを市へ通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する第1号通所事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント等について）

第20条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、次の業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、サービスを提供した日から2年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を平川市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 平成30年 4月 1日 一部改正 (第5・7条)

附 則 令和 3年 7月 1日 一部改正 (第5条・6条・8条・9条・10条・12条・
14条)
16条・17条・18条)

附 則 令和 4年12月 1日 一部改正 (第6条・9条)

附 則 令和 5年 4月 1日 一部改正 (第5条)

附 則 令和 5年 4月 1日 一部改正 (第5条・17条・18条・19条・20条)

附 則 令和 6年 4月 1日 一部改正 (第11条・第19条・20条・21条22条)